論壇

成年後見制度の現状

伊藤佳江
【荻窪】

1　2010年世界会議

我が国の成年後見制度が大幅に改正されてから10年が経過しつつある。この時期に横浜で10月2日から世界の国々が集まりこの制度発展に向け意見交換が行われる。これを機会に我が国の成年後見制度の現状を検討してみたい。

2　制度改正のきっかけ

バブル経済のさなか我が国の高齢化は進行していった。

過熱する土地取引等に関する契約で、高齢者等で判断能力の劣る人たちの権利を侵害する事件が数多く起きた。「遠藤ウメさん事件」はその典型であろう。以前より旧来の禁治産制度では様々の弊害があり「使えない」と言われていた。そこでドイツの「世話人制度」英国の「持続的代理権制度」等を参考に、ノーマライゼーションや自己決定の尊重を柱とする現行の成年後見制度が出来たのは皆さん承知の通りである。

3　利用者数の推移

このようにして生まれた制度はどの程度利用されているか、検証してみよう。

最高裁判所事務総局家庭局「成年後見関係事件の概要」平成20年1月～12月によれば平成12年度は年間9007件の成年後見関係事件の申立件数が現在では2645件となっている。平成11年の禁治産関係事件の申立件数から比べれば10倍の件数である。累計で言えば約20万件弱の成年後見関係事件の申立があり現状では10万人以上の成年被後見人等がこの制度を利用している。概ね人口の約1％が世界の状況である（我が国に換算すると約120万人）比較してみるといかにも少ない。認知症高齢者推定190万人という数字からしてもしかりである。

4　制度の問題点

利用者数が増加しないのはいくつもの問題点が有り、これがネックとなっていることも指摘したい。

(1)　申立費用の負担

現状では申立費用は、申立人が負担することになっている。そこでの費用負担が鑑定を含めると約5万円から10万円以上となるため申立自体を躊躇してしまう。

(2)　費用負担の公的補助

諸外国では経済的弱者でもこの制度が使えるような仕組みが整っている。我が国に於いても「成年後見制度利用支援事業」等の仕組みはあるが、利用は少なく未だ財産がある人の仕組みと考えられている傾向がある。

(3)　医療同意権

本来、医療について同意する権限は本人のみにある。しかし我が国では慣習的に親族に対して同意を求める文書にサインをすることが日常的に行われている。

成年後見人には医療同意権がないことから、身上監護の面で常に不安定な状況にある。

(4)　選挙権剥奪等

成年後見法の整備に伴い多くの職業での欠格事由が削除されたが、成年被後見人の選挙権は剥奪されている。

(5)　本人死亡後の成年後見人の権限

任意後見契約に関しては死後事務委任契約を締結することにより、任意後見人は安心して本人亡き後も相続人に財産を引き渡すまでの事務を行うことが出来る。

法定後見に関しては相続財産管理人と同等の権限が与えられておらず、不安定である。などといった成年後見を利用しようとする側のデメリットが挙げられている。

一方成年後見人となる側の問題もある。

(6)　親族後見人の減少

高齢社会の進行や核家族化、家族観の変化とともに親族後見人の割合が年々減少している。先の最高裁判所事務総局家庭局の統計でも平成12年度は90％を超えていた親族後見人の割合は平成20年では70％以下である。

(7)　第三者後見人の不足

先の問題と関連して、成年後見制度を利用したい人は増えても、後見人候補者が不足していたのではこの制度の発展はない。ドイツに於いては「名誉職世話人」と言った市民によるボランティア的な仕組みがある。我が国でも「市民後見人」を養成しようという動きはあるが、安心して活用できるためには何らかの法的整備が必要であろう。

成年後見の世界的潮流からいえばEU及び北米では当たり前の制度が今やアジアでも一般的になりつつあり、お隣の大韓民国でも改正の動きがある。創設当初は任意後見を始め先進的であった我が国の成年後見制度はこのまま改善を見なければ時代遅れの制度になりつつある。

日本成年後見法学会ではこれらの問題を含め「法定後見実務改善と制度改正のための提言」として世界会議に於いて発表する予定である。

5　税理士を巡る現状

我が国の現状について多くの私見を交えて検討してきたが、翻って我々税理士に関連して成年後見の現状はどうか。

日税連等での取り組みや課題については「成年後見制度の現状と取り組み」として報告してきたが最近目に見えて成年後見制度への関心が高まってきている。

(1)　利用者の増加

認知症高齢者推定190万人に対して、東京都では平成17年より「成年後見活用生活あんしん事業」を展開し成年後見の支援組織を各区市町村に設立させてきた。一方国に於いても厚生労働省の「認知症サポーター100万人キャンペーン」を始め多くの高齢者に対する支援事業の中で成年後見制度を検討しなければならない事例が挙がってきていることは事実である。そこで、身近な相談者としての税理士への問い合わせがあり、嫌でも成年後見制度や介護保険などの仕組みに関心を持たざるを得ない状況が生じている。

(2)　市区町村の取り組み

成年後見制度の支援組織の多くは地域の社会福祉協議会が担当しているが、財産管理などに関して今まで以上に複雑な事例が挙がってきたり、第三者後見人の候補者として税理士が求められるケースや、成年後見に関連して税理士業務が必要となる場合が出てきている。

(3)　公益活動対策部の創設

公益活動対策部の創設によりそれまで業務対策部の所掌であった成年後見や登録政治資金監査人などへの取り組みが明確化され専念できることになったため研修や協議会の実施が可能となった。

(4)　支部活動との関連

これまで筆者の所属する荻窪・杉並支部合同での成年後見セミナーの開催など一部の支部では成年後見に取り組んでいたが、最近成年後見に関心を示す支部が増え始めている。前述の要素が複合してのことと推測されるが市民社会の一員としての支部の存在を考えるうえで重要なことと認識したい。

6　これからの課題

このように関心が高まったところでこれから税理士が成年後見制度に係わる上で検討しなければならない課題を挙げてみたい。

(1)　税理士業務との関係

いうまでもなく税理士業務は法第2条第1項業務に限定されこれが無償独占として守られている。一方「税理士の業務」の範囲は年々拡大しつつある。公益的業務に関しても例外ではない。税務相談でない相談を受けることは幾らでもある。顧客に関して成年後見事件が起きたとき財産管理に関して税理士は強い味方になれよう。しかし、成年後見は被後見人本人の権利を擁護することをユメユメ忘れてはならない。その時は成年後見の理念を思い出して対処することが大切で、とくに利益相反取引との関係に注意すべきである。

(2)　倫理問題

最近も介護関係者や成年後見人が利用者の財産を着服した事件が報道されている。税理士の品位保持については税理士法、日税連会則、東京会会則、紀律規則、などにより規定されているが、これは主に法第2条第1項業務に関連するものから規定されているものが多い。成年後見の事務を行うにあたってはもし非違行為があった場合には横領等の刑事事件に発展することも考えられ、税理士全体の信用を失わせることになりかねないのでガイドラインの創設が必要であろう。

(3)　支援組織の創設

成年後見は、人の一生に関わる問題である。とうてい成年後見人一人に背負いきれる問題ではない。この仕組みは人と人とのつながりネットワークの構築が必要不可欠である。個人的な人的つながりには限界があるが組織としてのつながりは、時間的・地域的・有機的に活用することが出来る。東京税理士会では、東京家庭裁判所及び立川支部・東京都及び東京都社会福祉協議会・成年後見センター・リーガルサポート東京と東京社会福祉士会などとの交流を続けてきた。これらのつながりを生かして支援組織を構築しなければならない。現在公益活動対策部として支援組織の創設に向けて検討中である。

7　終わりに

これからまだクリアしなければならないハードルはあるが、数字にも法律にも強い税理士が市民社会の中で必要とされる存在で有り続けるために成年後見制度に係わることは重要であると主張したい。